

正改

曆あまの

和に

解か

全

2
716

曆註
43

特二一七六

改曆御布達

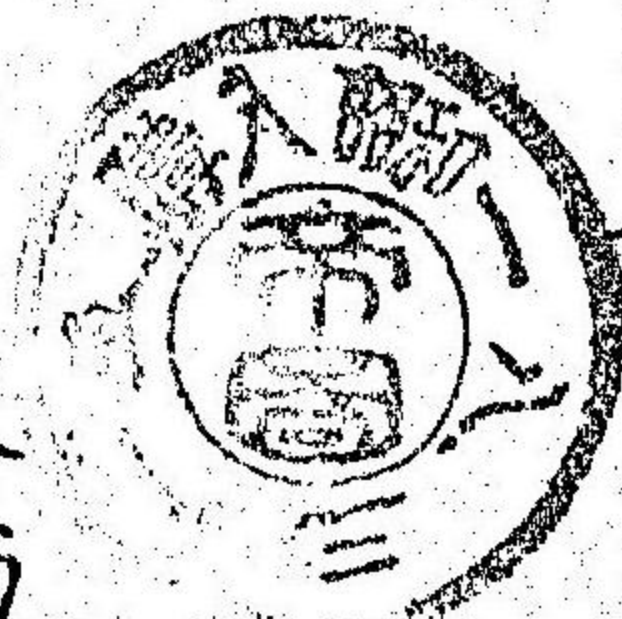
今般改曆之儀別紙 詔書之通被 仰出候奈此旨相達候事



壬申十月九日

太政官

御詔書寫



朕惟々我邦通行之曆元太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ纏度ニ合ス故ニ二三年間必ス閏月ヲ置サルヲ得ズ置閏ノ前後ニ季候ノ早晚アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ノ掲ル所ノ如キハ率子安誕無替ニ屬シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少トセズ蓋シ太陽曆ハ太陽ノ纏度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晚ノ變ナク四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年

奉
口
解

布

ノ後僅二日ノ差ヲ生スルニ過ギズ之ヲ太陰曆ニ比スル最モ
精密ニシテ其便不便モ固ヨリ論ヲ俟サルナリ依テ自今舊曆
ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメン百官有司
其レ斯上ヨリ體セヨ

一今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御頒行相成候ニ付來ル十二月
三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事

但新曆鑱板出來次第頒布候事

一々年三百六十五日十二ヶ月二分チ四年毎二日ノ閏ヲ
置候事

一時刻之儀是迄晝夜長短ニ隨ヒ十二時ニ相分チ候處今後改テ
時辰儀時刻晝夜平分二十四時ニ定メ子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時二分チ午
前幾時ト稱シ午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時二分チ午後幾時ト稱候事
一時鐘之儀來ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事

但是迄時辰儀時刻ヲ何字ト唱來候處以後何時ト稱候事

一諸祭典等舊曆月日ヲ新曆月日ニ相當シ施行可致事

| | | | |
|-----|-----------|------------|--------|
| 太陽曆 | 一年三百六十五日 | 閏年三百六十六日 | 四年毎ニ置之 |
| 一月大 | 三十一日 | 其一日 即舊曆 壬申 | 十二月三日 |
| 二月小 | 二十八日 閏年ニ付 | 其一日 同癸酉 | 正月四日 |

| | | | | |
|------|------|-----|---|-------|
| 三月大 | 三十一日 | 其一日 | 同 | 二月三日 |
| 四月小 | 三十日 | 其一日 | 同 | 三月五日 |
| 五月大 | 三十一日 | 其一日 | 同 | 四月五日 |
| 六月小 | 三十日 | 其一日 | 同 | 五月七日 |
| 七月大 | 三十一日 | 其一日 | 同 | 六月七日 |
| 八月大 | 三十一日 | 其一日 | 同 | 閏六月九日 |
| 九月小 | 三十日 | 其一日 | 同 | 七月十日 |
| 十月大 | 三十一日 | 其一日 | 同 | 八月十日 |
| 十一月小 | 三十日 | 其一日 | 同 | 九月十二日 |
| 十二月大 | 三十一日 | 其一日 | 同 | 十月十二日 |

大小每年曆九十九

時刻表

| | | | | | | | | |
|----|-------------------------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 午前 | 零時 <small>即午</small> 子刻 | 一時 | 子半刻 | 二時 | 丑刻 | 三時 | 丑半刻 | |
| | 四時 | 寅刻 | 五時 | 寅半刻 | 六時 | 卯刻 | 七時 | 卯半刻 |
| | 八時 | 辰刻 | 九時 | 辰半刻 | 十時 | 巳刻 | 十一時 | 巳半刻 |
| | 十二時 | 午刻 | | | | | | |
| 午後 | 一時 | 午半刻 | 二時 | 未刻 | 三時 | 未半刻 | 四時 | 申刻 |
| | 五時 | 申半刻 | 六時 | 酉刻 | 七時 | 酉半刻 | 八時 | 戌刻 |

九時 戌半刻 十時 亥刻 十一時 亥半刻 十二時 子刻

右之通被定候事

壬申十一月九日

太政官

凡例

一此編始

御詔書の寫と載る。今般御改曆ありせらる。いよも畏ら
御本旨と後の世やで體認し可きたるあり。

一凡そ曆ハ日月の行度を測り五行の情と採て時日を定
免。國家百業ハ時を授くる。御政教ハして。さら方位日
取等の吉凶を斷る可きものみあは。世の人野巫の僻説
不惑ふこと勿ら

一御歴代御祭日及御祝日並（な）神宮以下諸社御祭祀
 日等（て）の朝廷の御行事（ごぎょうじ）あるは之（これ）を略（りやく）す然（しか）りと雖（な）も
 民間（みんかん）の心得置（こころえ）く可（べ）きうだつ（だつ）ふれを和解（わげ）す
 一俗間年の始（し）成（ま）一来（き）くる年徳祭里門松志（し）め飾（か）り等
 の説（せつ）附録（ふろく）とく下（くだ）ふ載（の）す
 一西洋諸洲（せいやうしよしゆ）より太陽曆（たいやうりき）を用（もち）ゆる原由（げんゆ）も博識（はくしき）の一助（いっすけ）おれ
 ば下（くだ）ふ附録（ふろく）と

一此編（このへん）を集録（あつろく）する敢（あ）て識者（しきしや）の為（ため）免（あ）せす俗間舊曆
 小習慣（せうしゆかん）して種々（しゆしゆ）のう（う）ら（ら）ひを發（は）し（し）を（を）生（な）ま（ま）す已（お）已（お）
 且（ま）小知（せうち）とくた民俗（みんぞく）の志（し）免（あ）せん為（ため）めおれが看（み）む人文（ぶんぶん）
 理（り）の卑（ひ）し（し）を（を）わ（わ）ら（ら）ふ（ふ）を（を）勿（な）し

明治六年癸酉十二月

須賀迺舍主人識

改曆和解

神武天皇即位紀元二千五百三十四年

神武天皇、人皇第一代の聖皇、御名を神日本磐余

月元日、天皇の位不即を給ふ其元年より、去年明治六年癸酉、御改曆の年まで、年數二千五百三十三年、則當明治七年甲戌年まで、二千五百三十四年あり、

明治七年甲戌

明治八、今上天皇、御即位庚午の年、改元あり、自今一帝一号の御布令あり、其元年より、當甲戌の年まで、七年あり

曆系角

甲戌ハ六十甲子、值年の干支あり
六十甲子ハ、通俗六十の図と云て、甲子より癸亥まで六十を年日小値るを云あり、亦六甲と云ハ一周の内ハ甲子甲戌、甲申、甲午、甲辰、甲寅と甲の數六ツあるを云あり
値ハありともあくる
とも云くともあり

太陽曆

太陽曆ハ、去年曆法を御改革あり、日之行度と主として曆法あり、西洋諸洲不用あり、同法あり
太陰曆ハ、皇國去年より御領行あり、月の行度を主として曆法あり、支那朝鮮等此法を用ゆ

木曜平年 東京時刻

木曜ハ七曜の内、木曜值年を記するあり、舊曆二十八宿の值年を記し来りしハ同一

平年ハ、當年ハ閏年ハありしを知らしむるハ、閏年ハ二月の日數ガ二十九日ハあり、此ハ四年日毎ニ環る、其餘ハ平年少テ、則二月の日數二十八日あり
東京時刻ハ、曆面中の時刻ハ、皆東京を中度として測定する時刻あり、西京の時刻を知るハ、各處時差表表ハ時字と檢て、西京の時差、時十六分十六秒を減じ、時を知る、其餘、表中箱館兵庫、長崎、琉球等相同し

平年 三百六十五日 閏年 三百六十六日

日行一と周するハ、三百六十五日五時四十八分五十秒弱あり、此三百六十五日の日數を周ると、平年の一年とも、其餘五時四十八分五十秒弱を四年積で凡そ一日とあり、これを加へて三百六十六日とあり、此を閏年とす

時數表

曆 年 月 日 時 分 秒

一晝夜廿四時

一日と廿四時を割、一時を六十
分を割、一分を六十秒を割

一日 分數一千四百四十合
秒數八万六千四百秒

一時 分數六十分
秒數三千六百秒

一分 秒數六十秒

夜子の初時^{十二}と、一日の境界とあり、子の初時^{十二}より、午の
十二時に至るを、午前幾時と、午の初時^{十二}より、子の十
二時に至るを、午後幾時とす。

○紀元節

紀元節 二月十一日

紀元節とは、上古^{あき}掲^{あき}く^{あき}る^{あき}如く、人皇の始^{あき}り
神武天皇御即位の日^{あき}に相^{あき}當^{あき}ると以て紀元節と號^{あき}し、普^{あき}く天
下の祝^{あき}日^{あき}とす、故^{あき}に民間^{あき}におきても賑^{あき}ひ^{あき}祝^{あき}ひ奉^{あき}る
可^{あき}き^{あき}ありとあり

○御祭日

神武天皇祭 四月三日

神武天皇御崩^{あき}日^{あき}に相^{あき}當^{あき}る、御祭日^{あき}ありと以て、諸國^{あき}の官社^{あき}
府縣社^{あき}亦^{あき}郷村^{あき}の産土^{あき}神社^{あき}の境内^{あき}等に拜^{あき}所^{あき}と設^{あき}け^{あき}らる
て天下の人民^{あき}とす、悉^{あき}く遙^{あき}拜^{あき}せし給^{あき}ふ、重^{あき}く御
祭日^{あき}あり

御歷代天皇 御祭日

曆面に記載ある御祭日ハ悉く御歴代天皇御崩日相
當の日あり、

○御誕辰

天長節 十一月三日

今上天皇御降誕の如きと以て天長節と號し、最大の御祝日おき、人民互に祝賀して、御室祚万々歳を祝し奉る可きあり、

○七値

七曜の順次ありて、日を値るごとく、毎日十干十二支を日ふ値る如く、然して干支ハ六十日と一周して、七曜ハ七日と一周と云、西洋ハ日曜日毎に休暇をとり、

○甲子

十干の初め甲十二支の初め子より日ふ値て六十日ありて、元の甲子ふかつて、此を六十甲子一周と云、其始の日あり、舊曆俗間この日を、大國祭とて大國主大神を祭る亦大黒天を祭る

○己巳

六十甲子の内、己巳ふ値る日あり。舊曆俗間この日、少彦名神を祭る又辨財天を祭る

○庚申

六十甲子の内、庚申の値日あり。舊曆俗間この日、猿田彦神と祭る亦青面金剛童子と祭る

○四方拜

一月一日曉天、皇上御身親ら、宮中の庭上ふ出御ありて、天地四方を拜し給ふ、重き御祭日あり、

○元始祭

一月三日、朝廷宮中の神殿に於て、皇上御身親ら天祖、皇祖及御代々の神靈を御祭ありて、往古天孫降臨の始より天日嗣高座に即せられし、本始を以て、祝ひ給ふ御儀ありと以て、元始祭と称し、重き御祭日あり。

○日最卑 日最高

日行南に至る最極の時刻より最も卑き至極あり、北より日々北行して、夏至後最高とある日より北へ高く至極に至る此間六九四十七度あり、此最卑日例年一月一日二日の兩日あり。

○新月 上弦 满月 下弦

新月へ舊曆朔日にて日月同緯に合朔するの時

上弦は月初の張月と云て、半圓の時刻より、舊曆毎月七日、八日比の月と云、

満月、日月合望するの時刻より、舊曆毎月十四日、十五日、十六日の内あり、

下弦は月末の弓張月なり、上弦に同し、舊曆毎月廿三日、廿四日比の月と云、

○日食 月食

日食とは、毎月新月となる日、合朔の時、日月同緯に運行し、ある時、同経緯に合朔する時、日の光を覆陰を、あきと日食と云、

月食とは、毎月満月となる日、合望の時、日月と對向し、月より常に光を、相對するがゆへ日の光を全、緯度合望する時、此の時、日月の間あり、地球

替和 解

の影あり日光を隔て、月も光をうけざらうひよきを
月食といふ、
日月食分の多少、初虧、食甚、復圓の時刻推歩ハ曆
算家の樞要あり、
日月帶食といふハ、日月の出入時ハ、虧ありて出入を
ると云あり、

○月最高 月最卑

月行北ハ高く行の極を、最高と云、其時刻あり、南ハ
卑く行の極を最卑と云、其時刻あり、日の最高最卑
ハ同ト然進ぶハ、日の最高最卑ハ一年の内ハ一度月の
最高最卑ハ毎月一度宛あり、

○日よう 水よう

日ようハ前ハ六、七曜の一週、日曜の値日あり、
水ようハ同ハ半週ハ所謂中日あり、

○節分

立春の前日ハ、冬の氣と、春の氣の境界也、節分といふ、
嚴冬の陰氣既ハ去テ、來春の陽氣來テ向ラる日あり、

○二十四節氣

立春 旧曆正月
の節氣

雨水 同正月
の中氣

啓蟄 同二月
の節氣

春分 同二月
の中氣

清明 同三月
の節氣

穀雨 同三月
の中氣

以上春氣

立夏 同四月
の節氣

小滿 同四月
の中氣

芒種 同五月
の節氣

夏至 同五月
の中氣

小暑 同六月
の節氣

大暑 同六月
の中氣

以上夏氣

立秋りゅうきゅうの節氣のせつき 同七月

秋分あきぶんの節氣のせつき 同八月

以上秋氣

立冬りゅうとうの節氣のせつき 同十月

冬至とうじの節氣のせつき 同十一月

以上冬氣

處暑こゝろしゆの節氣のせつき 同七月

寒露かんろうの節氣のせつき 同九月

白露はくろうの節氣のせつき 同八月

霜降しもふりの節氣のせつき 同九月

小雪せうせつの節氣のせつき 同十月

小寒せうかんの節氣のせつき 同十二月

大雪たいせつの節氣のせつき 同十一月

大寒たいかんの節氣のせつき 同十二月

二十四節氣ハ前年冬至の時刻より、今年冬至の時刻より、日數時刻と二十四節氣割と、十五日有奇と

暦ハ一氣と、前ハ記、如く、此と新暦ハ比較せれば、二月、三月、四月、五月、六月、七月、と夏と、八月、九月、十月、十一月、十二月、翌一月、と冬と、因ハ曰英國ハ三月、四月、五月と春と、六月、七月、八月、と夏と、九月、十月、十一月、十二月、翌一月、と冬と、爲由、そハ風土よ

七十二候

七十二候と、前の二十四節氣と、各三ツハ除く、日數五日有奇、一候と、即ち三候と一氣と、六候と一月と、七十二候と一年と、明治七年甲戌曆、一月五日小寒の件、左の如く

小寒せうかん 後のち時とき冬ふゆ 廿にじゅう二に日にち 日ひ出い午ご前ぜん七しち時じ九く分ぶん三さん秒びょう 日ひ入い午ご後ご四し時じ辛しん分ぶん三さん秒びょう 芥カイ乃ノ榮エイ 水スイ泉セン動ドウ 雉チ始シ雉チ

右のぐに則一月五日芥乃榮十日水泉動二十日雉始雊
推歩其日を知る一、七月二日半夏生の如きも七十
二候の中、夏至三候の一候あわとも、旧来別記を由へ心
得ざる人多し

○土用

土用とは土の氣事と主づる日なり、四季ふあはるる元
一歳の内、五行の氣互に循環して、四時と分ち、歳の序を
為さふ、春ハ木氣事と主づり、夏ハ火氣事と主づり、秋
ハ金氣事と主づり、冬ハ水氣事と主づる、土氣ハ中央
なり、四季ふ應じて事と主づる、其始主づる日と土用の入と云

○初むま

初午ハ二月ふ入て初めの午の日、山城の國紀伊郡伏水、
稻荷神社、初午詣とて、祭神倉稻魂神、太田神、大

宮姫神、和銅四年、二月九日御鎮座、其日、長曆を以て九
と推して、初午の日ふあはる、今九日を用ひざり、
初午を用ふ故に、俗間初午詣とて、諸國あはる、此日、稻
荷の祠と祀るあり

○祈年祭

二月四日の祈年祭とも、朝廷ふ於て、天神地祇を祭らむ
給ひ、風雨、水旱、蝗螟等の災ひあはる、氣候和順なり、
穀豊熟あり、を祈り給ひ、又國々の官社の神を、
幣物を班ち給ふ御祭日あはる、民間も厚く此旨を體
各産土神社に参詣して、五穀豊熟を祈り奉可し

○社日

社日ハ春秋二度あり、春ハ春分、秋ハ秋分、
秋分ハ前後も、近き戊の日也、春ハ春社といひ、秋ハ
秋社といひ、一年の内、只二日あり、夫を社ハ土の神あり、此日、大土

御祖神倉稻魂神大歳神を祭りて、五穀の豊穰をい

○彼岸

彼岸、春秋二度あり、春は春分三日前、秋は秋分前三日と
彼岸の日、春秋二分の日と、中日と、七日の間と、此比諸の菜蔬の種と、又花菜
の苗を分ちりゆべし

○春分

旧曆二
月中氣

秋分 旧曆八
月中氣

春秋二分の晝夜の長さ、ひとくくるとき、時あり、日の出、午前
六時、日の入、午後六時あり、然しとも、夜明て、日の出るまで、
凡三十分と、晨と、日入て、暮りまで、凡三十分と、昏と、
晨昏合凡一時間、明らかり、晝あり、けと、猶夜あり、
晝の長し、此日人家おかし、考妣先祖を祀るべし、春秋祭
祀し、時を以てると、思ふ、遠きを追ふ、孝の心あり、

○八十八夜

立春、旧曆正月より、八十八日あり、此夜霜ありと、大い
草木の若芽を損傷し、又百穀の苗を傷ると、故に農家
お大い嫌ふことあり、俗家おらんと、八十八夜名残の
霜と、

○入梅

入梅、芒種、旧曆五月より、初めの壬の日を入梅と、夏至
旧曆五月より、初めの庚の日と、出梅と、此頃、淋雨多し、時節
あり、故に諸人此濕氣お中し、疾を發せ、亦万物おの氣
を受まべ、必し、穢を生む、故に、穢雨と、

○大稜

大稜 六月三十日

大後より凡天下の人民現明を犯すを政府より之を罰し給ふと雖も、心小悪事と知らざる過ち犯す、或はおぼつこき穢しき物と食ひ、其外過ち犯しけん種々の罪事あり、神罰をも蒙るべきを、其罪穢を解除せしめ給ふ事あり、六月三十日ハ一年の半を、本日府縣の官社以下郷村の産土神社ハ総て此式を行ひ、人民を以て、今日より以前に犯せる罪科を解除し、始て罪穢ありしを、又今日より十二月三十一日ハ至り、一年の半あれば、同じく大後より免給ふ。最有難き御事あり、各産土神社、穢の場ハ悉く詣りて、犯せる罪科と神前ハ識悔し、過を改めんと誓ひて、穢の式を受可きなり、此穢式と受むば、今までの罪穢と解除し、神の冥助、幸福と蒙る、豈尊ばざるべけんや、

速秋津比咩神
速佐須良比咩神
瀬織津比咩神
氣吹戸主神

稜戸神四柱

○半夏生

七十二候の内、夏至の三候、半夏生これあり、假令ハ六月廿二日、夏至、初候、乃東枯、廿七日二候、菖蒲華、七月一日三候、半夏生、則夏至の日より十日日あり、

○二百十日

立春旧正月節の日より、二百十日目あり、此頃ハ秋風大ひ不起るこぞ、亦米穀の花きた實のる時節あり、故ハ若し大風不遇、損傷も、を以て、農家大に嫌ふなり

○神宮神嘗祭

神宮神嘗祭 九月十七日

神宮ハ、伊勢内外の宮をいふ、神嘗ハ、申す、今年の新穀と、天照皇大御神へ奉り給ふ、外宮、豊受大神ハ、十六

日奉る此新穀と大御神の嘗給ふこと、神宮年中第一の御祭あり、伊勢へ奉幣の勅使を立給ひ、又府縣の官社以下郷村産土神社の境内に拜所を設け、普く人民と大御神嘉穀と重んじ給ひ、豊受大神の御霊より生り皇孫瓊杵尊天降し給ふ時、其齋庭の稻穂を授け給ふ是より嘉穀の種天下に繁殖し四海の人民飽むる食す可し、深く此旨を體し、本日神宮と遥拜し、神恩を謝し奉る可し、

因云、世に伊勢兩宮の差別と辨へざる人多し、兩宮とも天照皇大神宮なりと思ひ、外宮と豊受大神宮とも御名ども知る人あり、甚しきに至る、外宮と本社、内宮と真の院と思ふも、ゆるぎ故に、別々神宮略記とて、人を書て、其差別をあらわしむ、

○新嘗祭

新嘗祭 十月二十三日

新嘗は、今年の新穀を嘗せ給ふことなり、朝庭に於て、春二月祈年祭の御祭あり、因て、當秋五穀豊熟を祈り、御報賽のたまふ、今年新穀の初穂を、皇上御身親天神地祇へ捧げ給ふ重き御祭典なり、畏くも、万民のたふふ、春二月祈年の御祭典に五穀豊饒を祈り給ひ、冬の新嘗の御祭典を行はせ給ひ、天神地祇に報賽あり給ふ、最有難き御趣意を體認し、本日各産土神社に参詣し、朝廷を遥拜し、奉り一家相祝ひ、新穀を戴き嘗せ、神恩皇恩の忝きか、報答奉る可し、

○大祓 十二月三十日

此日大赦を行ひ給ふるを六月三十日と同く六月
以後過ち犯せし罪穢を赦ひ清むるの式うれは各産土
神社に参詣し赦の式を受け、家帰る神棚を始
め、家の内外を掃除し、赦清め、一家和親して、新年を
迎ふ可し

附録

○歳徳神祭之説 附門松注連飾

舊曆正月元日より晦日まで世俗歳徳神を祭る
と云ふは、此の大年神御年神若年神の三柱を祭て
年の豊饒を祈しと中古陰陽家の説混淆し、

歳徳神年々陰陽の氣ふ交遣し、臨御を云ひ、

其年の十干に因て方位と定るふ、甲丙戊庚壬の

五千と陽徳と、此五千の歳は直其干の方と

以て恵方とて、假令が甲の歳は甲寅卯の方、丙の

歳は丙巳午の方、戊の歳は戊申酉の方、壬の歳は

壬子の方と歳徳の恵方とて、又乙丁己辛癸の

五千と陰徳と、陰徳は柔弱なるが故に其尅と

万陽徳の方申酉間、假令バ乙の歳ハ庚金尅木
方、丁の歳ハ壬水尅火の方、己の歳ハ申木尅土
方、辛の歳ハ丙火尅金の方、癸の歳ハ丙水尅火
方、と歳徳の恵方と云、此の如く陰陽配合して、一
歳の内万物と生ぎ、徳ある神の方位ありと云
又歳徳神ハ娑喝羅龍王の女婆利塞女と云、皆附
會の説あり、信ぞ可う、次抑大年神と申ハ須佐
之男命の御子坐、大歳御祖命も申也、其

御子御年神、御孫若年神と云、世ハ田作る業を
教へ、年穀を守り、幸ひ給ふ御神あり、年と穀物
のこふて、即二月四日の祈年祭ハ、此御神等ハ年
の豊饒を祈り給ふ、其穀物を一度取收ると一
年と云、昔在神代ハ大國主大神、御田を作らせら
ま、時其田ハ牛の糞を食して給ふ時ハ御年
神怒り、其田ハ蝗と放ち給へ、苗葉忽ハ枯
損して、篠竹の如くあり、まゝハ大國主大神畏

て、種々御心を執給ひけとば、御年神の御心
和て、年穀豊不實のまじりと云されば年の始ふ大年神
御年神若年神と祭せしむ、年の豊饒と祈り奉る可
きまことあり

又元日より月半まじく、門戸ふ松竹を立、注連繩と
まじりて、昔より在来まじりて、松の千歳と契
まじりて、竹の万代とまじりて、艸木あまの年の始ふ祝ひ
用の、又注連繩とまじりて、左繩ふよまじりて、繩の

まじりて、故實とて、浄不浄をまじりて

よまじりて、神事の時の必を引くまじり

○潮汐之満干を知る捷徑法

潮汐の満干ハ、曆面ハ掲らまじりて、又知らざる可
うよ、次、支潮の満干ハ、月の出没ハ、係るりのまじり
故ハ、月出る時の潮満ち、月没する時の潮干る、此
昔在神代ハ、月讀尊亦の名須、佐之男命ハ、青海原潮のハ
百重と治せと、依まじりて、給り、皇御祖尊の大御

言の遠きを末のせまぐ、違ひぬ徴より、凡潮汐の満
 干ハ万国とも、新月朔合、満月望の日より、毎日後
 るも、四十八分より、故ハ曆面毎月、新月、満月、
 とつる日を初日とす、其時分より四十八分おく
 とす推算し、真時分を得可し、尚潮候之表を
 査て知可し

潮候表

満

干

| | | |
|----------------------------------|---------|---------|
| 初日 <small>新月日 満月日</small> | 六時四十八分 | 十二時四十八分 |
| 次日 | 七時三十六分 | 一時三十六分 |
| 三日 | 八時二十四分 | 二時二十四分 |
| 四日 | 九時十二分 | 三時十二分 |
| 五日 | 十時 | 四時 |
| 六日 | 十時四十八分 | 四時四十八分 |
| 七日 | 十一時三十六分 | 五時三十六分 |
| 八日 | 十二時二十四分 | 六時二十四分 |

| | | |
|-----|--------|--------|
| 九日 | 一時十二分 | 七時十二分 |
| 十日 | 二時 | 八時 |
| 十一日 | 二時四十八分 | 八時四十八分 |
| 十二日 | 三時三十六分 | 九時三十六分 |
| 十三日 | 四時二十四分 | 十時二十四分 |
| 十四日 | 五時十二分 | 十一時十二分 |
| 十五日 | 六時 | 十二時 |

新月を初日と爲、順次、新月の前日に至る、又満月を初日と爲、順次、新月の前日に至る、

假令バ、明治七年一月三日満月と爲、初日と爲、即一月三日、六時四十八分、満、十二時四十八分、満、四日七時三十六分、満、一時三十六分、満、此の如く順次、十七日、十八日、新月と爲、又此表の初日と爲、即十八日六時四十八分、満、十二時四十八分、満、十九日七時三十六分、満、一時三十六分、満、此の如く順次、毎日潮候の真時を得べし、

○西洋曆法沿革之説

西洋人曆を造る、古昔ハ太陰曆、皇國、明治五年、曆の如く、太陽の運行を、從ひ、紀元前四十年、皇國、崇神天皇、羅瑪、伊太里、の由、利安、設沙、五十二年、

爾王名太陽の運行を主とするの曆法所謂太陽曆と
 造る、是を由利安年とす、其法、歳周を三百六十
 五日六時トシ、其全日三百六十五日と一年とす、
 其日を平年とす、餘數六時を積む、四年と
 て一日とふるを、四ヶ年目の日數を加へ、三百六十
 六日とあり、これを閏年とす、故に四年毎に必
 ず閏年あり、此曆法西洋諸洲に久しく行はれ
 る、其後一千六百年餘と經、紀元一千五百八十三

年皇國天正 學士業列互利するもの、詳か天度

を測るふ、太陽の躔度曆面の節氣先づを
 十餘日の差を生ぜり、是を因て、歳司の日時分
 秒を測るふ、三百六十五日五時四十九分とあり、然
 を其三百六十五日を平年とす、其餘數を
 積む、四年とす、二十三時十六分とあり、一日は
 足らざるを、四十四分あれば、一百年を經るの
 間、二十五閏あり、十八時二十分の不足をお

一、千六百年餘を經るの間、ついに十餘日の不足を生じ、され依て曆法を改め、一百年毎に生じたる不足、十八時二十分を以て一日二十四時不足するを、五時四十分とす。紀元百年よりくる年毎に、閏年あるべしを省く。平年とあり、四百年を積ると、二十二時四十分の不足を生じ、故に第四百年よりくる年を閏年と為す。四百年の不足、二十二時四十分を一日とす。尚一十二十分の不足あり。七千二百年よりくる僅に一日の不足あり。

の、由利安の曆法、一千六百年より、十餘日の不足とあり。比され、歲實を失ふこと少し。此曆法を據るを、業列互利年と云。西洋諸洲今用ゆる所の曆法あり。

○皇國改曆年表

三古曆法

神武天皇元年辛酉より、持統天皇五年辛卯に至り、これを行ふこと、一千三百五十一年、其法、安井春海子の日本長曆と、中根元圭子の皇和通曆と、小異あり、委らるる本書より見らる。

元嘉曆

持統天皇六年壬辰より、同十年丙申に至り、之を行ふこと五年。

儀鳳曆

文武天皇元年丁酉より、天平宝字七年癸卯
に至る之を行く六十七年

大衍曆

天平宝字八年甲辰より、天安元年丁丑に至る
之を行く九十四年

五紀曆

天安二年戊寅より、貞觀三年辛巳に至る之と
行く四年

宣明曆

貞觀四年壬午より、貞享元年甲子に至る之
と行く八百二十三年

貞享曆

貞享二年乙丑より、宝曆四年甲戌に至る
之と行く七十年

寶曆甲戌元曆

宝曆五年乙亥より、寛政九年丁巳に至
る之と行く四十二年

寛政曆

寛政十年戊午より、天保十四年癸卯に至る之
と行く四十九年

天保壬寅元曆

弘化元年甲辰より、明治五年壬申ハ
に至る之と行く二十九年

太陽曆

明治六年癸酉より之を行く給ふ
神武天皇御即位紀元二千五百三十三年
あり

改正曆和解終

西京須賀迺舍主人解

明治七年一月 官許

東京 博聞社

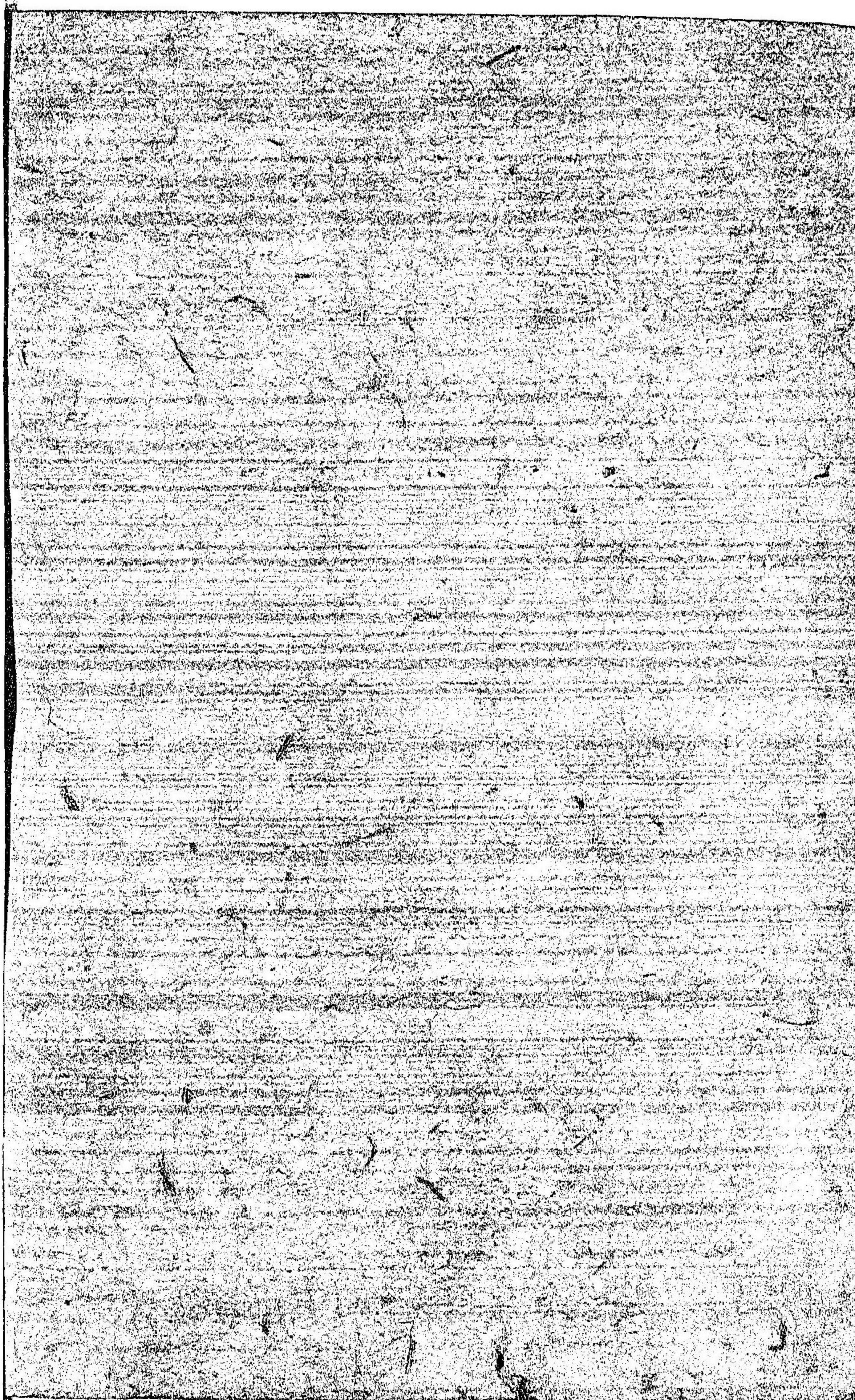
大坂 同分社

西京 同分社

西京古門前三吉町

中西嘉助

特 2
716



特 2
716

曆註
43

056249-000-3

特2-716

曆和解

須賀廼舍主人/著

M7

CAK-0163

